

厚木市環境教育等推進協議会公募の選考等に関する基準

1 選考委員会の設置及び選考委員

- (1) 厚木市環境教育等推進協議会の公募による委員を選任するに当たり、公平かつ公正な選任を確保するため、「厚木市環境教育等推進協議会に係る委員公募選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置する。
- (2) 選考委員会は、環境農政部長、循環型社会推進担当部長、市民協働推進課長、環境政策課長、生活環境課長、環境事業課長、ごみ資源化・減量化担当課長、農業政策課長、農林・鳥獣対策担当課長、教育指導課長をもって構成し、選考委員長には、環境農政部長を充てる。
- (3) 選考委員会の事務局は、環境政策課に置く。

2 選考数

募集人員及び次点 1 人を選考する。

3 選考基準及び選考方法

選考委員会は、委員の選考に当たって、提出された厚木市環境教育等推進協議会委員応募申込書（以下「申込書」という。）と、応募の動機及び小論文等を基に、総合的観点から公募委員としての適格について、次表の評価項目に従い 5 段階評価で採点し、協議・決定するものとする。なお、選考委員に配布する申込書は氏名及び住所を伏せたものとする。

また、評価点の得点合計が満点の 60 パーセントに満たない者は選出対象としない。

評 価 項 目	評価点（5 段階評価）				
環境保全活動及び環境保全の意欲の増進に対する考え方	5	4	3	2	1
環境教育に対する考え方	5	4	3	2	1
協働取組の推進に対する考え方	5	4	3	2	1
環境保全に対する知識・理解及び経験・意欲	5	4	3	2	1
環境・教育関連活動の経験や知識	5	4	3	2	1

【配点基準】 委員として… 5点：大いに期待できる 4点：ふさわしい 3点：普通 2点：ややふさわしくない 1点：ふさわしくない

4 その他

- (1) 応募者数が募集人員に満たない場合又は選考の結果募集人員に満たないこととなった場合は、再募集を行うことができる。
- (2) 応募書類及び選考書類の公開等については、厚木市情報公開条例（平成 13 年厚木市条例第 15 号）及び厚木市個人情報保護条例（平成 16 年厚木市条例第 11 号）によるものとする。